

読めばなるほど!



ぴっくす

いろいろな情報をまとめて紹介します

下記に該当する方は初診時選定療養費  
1,638円がかかります

初めて受診される場合  
以前に受診したことはあるが、既に治療期間が終了(治癒)した後に再び受診される場合  
患者様が任意に診療を中止し、3ヶ月以上経過した後に改めて受診される場合

平成20年8月1日から変わります

## 留萌市立病院の初診

一般病床(300床)の留萌市立病院では、初診時選定療養費が別にかかるようになります。

初診時選定療養費とは、初期の治療は地域の医院・診療所等(かかりつけ医)で、高度・専門医療は病院(200床以上)で行うという、医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省により制定された制度です。

負担がない場合もあります  
○他院からの紹介状・診療情報提供書)をお持ちになった方  
○左記に掲げる公費負担医療の受給対象の方  
精神保健法・生活保護法・更生医療・育成医療・特定疾患・小児慢性特定疾患・重度心身障害者医療・原爆医療・乳幼児医療

病院と診療所の役割分担の推進

留萌市は、留萌市立病院と地域の医院・診療所等(かかりつけ医)との役割分担を明確にし、医療器械の共同利用や不足している医師の負担の軽減を図るため、医療連携を強化しております。

この様に医療資源の有効活用を図ることによって市立病院は、入院を必要とする救急を含めた高度な医療サービスの充実を図ります。

留萌市立病院  
☎49・1011



紹介状がないと留萌市立病院では初診の診察をしてもらえないの?

A 紹介状が無くても診察は受けられます。その場合は「初診時選定療養費」として、初診料とは別に1,638円(消費税込)がかかります。

できるだけお近くの医院・診療所等(かかりつけ医)から紹介状をもらって受診してください。



初診時選定療養費Q&A

現在、内科で診療を受けていますが、他の科にかかる場合も初診となりますか?

A 現在治療を継続している方は、他の科で新たな診療を受けても初診とはなりません。

Q 同じ日にいくつもの科に初診でかかる時は?

A 同一日に複数の科で診療を受けた場合は、1科分だけの負担になります。

国民年金保険料は納期限内に

平成20年度の国民年金保険料は、月額14,410円です。納期限当月分の保険料は翌月末までに忘れずに納めましょう。

また、毎月の保険料の納付は、当該月分をその月末に引落とす口座振替(早割)にする。年金保険料が月50円の割引となります。

うっかりの納め忘れがなく、割引もある「口座振替早割」をご利用下さい。

口座振替で毎月納付			
6月分保険料 14,410円	7月分保険料 14,410円	8月分保険料 14,410円	9月分保険料 14,410円
翌月末引落し 翌月末引落し 翌月末引落し			

  

口座振替を早割にすると			
6月分保険料 14,410円	7月分(早割) 14,360円	8月分(早割) 14,360円	9月分(早割) 14,360円
2か月分引落し 当月末引落し 当月末引落し			

☎42・1805

☎43・7211

留萌社会保険事務所

「ねんきん特別便」は、昨年未から皆様にお届けしている「ねんきん特別便」は、第一弾として、基礎年金番号に結び付く可能性のある記録が出てきた方(青色の封筒)、第二弾として、青色の封筒が送付された方以外の、年金受給者(緑色の封筒)の順で送付されてきましたが、今月からご連絡ください。

## 「国民年金保険料」「ねんきん特別便」年金のトピックス

らは、前記のいずれにも該当しない現役加入者の方に、順次送付されます(緑色の封筒)。年金特別便を受け取られた方は、「ご自身で記録に「もれ」や間違いがないかを十分に確認し、あるないにかかわらず、年金加入記録回答票)に記入して郵送してください。



住所や氏名の変更届出が済んでない方には、ねんきん特別便)をお届けすることができませんので、そのような方は早急に手続きをお願いします。

詳しくは左記まで  
☎42・1805  
留萌社会保険事務所  
☎43・7211

## 「経過措置の終了」「各種申告」

### 税のトピックス

#### 住宅ローン控除の申告

対象となる方でまだ申告書を提出されていない方は次の期限までに申告書を提出してください。

対象となる方  
平成11年1月1日から平成18年12月31日までに入居した方で、かに該当する方が、税源移譲により所得税額が減少する結果、住宅ローン控

除可能額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなつた方  
住宅ローン控除限度額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなつた方  
提出期限  
平成20年6月30日(月)

☎42・1804

## 「経過措置の終了」「各種申告」

平成17年度までは65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で前年の合計所得が125万円以下の方に、非課税制度がありましたが、年齢にかかわらず公平に税を負担するという観点からこの非課税措置が廃止され、平成18年度から減額の経過措置がとられています。平成20年度はこの経過措置が終了し全額負担となります。

H18年度からの経過措置

区分	17年度まで	18年度	19年度	20年度
市道民税	非課税	毎税率: 1,300円 所税率: 3分の1減額	毎税率: 2,600円 所税率: 3分の2減額	毎税率: 4,000円 所税率: 全額課税

### 市道民税減額措置の申告

▼平成19年中の所得が大きく減って所得税がからなくなった方には、平成19年度に課税された市道民税を税源移譲前の税率で計算した税額に返し、すでに納付された税額から増額分を還付して、負担が増えないようにする措置があります。

対象となる方には平成20年6月中に直接お知らせする予定です。

次の1と2の両方に該当する方が対象者です。

1	平成19年度市道民税の課税標準額(申告分離課税分を除く)	>	所得税との人的控除額の差の合計額
2	平成19年度市道民税の課税標準額(申告分離課税分を含む)	≤	所得税との人的控除額の差の合計額